

島根県立大学・島根県立大学短期大学部

松江キャンパス後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス（以下「松江キャンパス」という。）後援会と称する。

第2条 本会は松江キャンパスの教育振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務局は松江キャンパス内に置く。

第2章 事 業

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 学生の福利厚生増進
- 2 教育設備の充実
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会 員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 会 員 松江キャンパスに在学する学生の保護者

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 3 名（うち1名は松江キャンパス副学長とする。）
- 3 理 事 若干名
- 4 監 事 2 名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を処理し、前条に規定する役員で構成する理事会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代理する。
- 3 理事は重要事項を審議し、本会の事業を企画執行する。
- 4 監事は年1回以上会計検査を行い、これを総会に報告しなければならない。

第8条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- 1 理事及び監事は会員の中から互選する。
- 2 会長及び松江キャンパス副学長を除く副会長は理事の中から互選する。

第9条 役員の任期は島根県立大学の役員は4年、島根県立大学短期大学部の役員は2年とする。

第10条 補欠によっては就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後でも後任者の決定するまでは、その業務を執行するものとする。

第5章 総 会

第11条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし委任状を提出したものは出席とみなす。

2 総会は下記の事項について審議する。ただし緊急を要する事項については、理事会が総会の権限を代行し、次の総会に報告するものとする。

- 1 歳入、歳出予算の議決並びに決算の承認
- 2 役員の変更
- 3 会則の変更
- 4 その他重要な事項

第12条 総会は毎年1回4月に開催する。ただし理事会で必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

第13条 議長は会長とする。

第14条 会議の議決は出席会員の過半数の同意があることを要する。

第6章 会 計

第15条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

第16条 会員の会費は毎年度4月末日までに納付するものとする。

第17条 一旦納付した会費及び入会金は、いかなる理由があっても返戻しない。

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は昭和47年4月15日から施行する。

附 則

この会則は昭和53年4月12日から施行する。

附 則

この会則は平成 17 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この会則は平成 19 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は平成 22 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は平成 30 年 4 月 4 日から施行する。